

日本赤十字社和歌山医療センター医療連携ネットワーク運用細則

(入会手続)

- 第1条 入会を希望する医師は、入会申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、写真（2cm×2.5cm）2枚を添え、事務局に提出する。（郵送可）
- 2 有効期間については、有効期間終了年の年度末までとする。
 - 3 入会費は、無料とする。

(会員からの患者紹介)

- 第2条 会員は、本センター発行のタッグシールを紹介状に添付する。
- 2 紹介患者（会員から本センター）は、新患受付窓口に会員紹介状を提出する。
 - 3 時間外診療に関しては、救急外来受付に提出する。なおこのときは、会員はできるだけ救急当直医に電話等で予め連絡する。
 - 4 往診先などで紹介状作成ができない場合は、後日送付する。

(紹介を受けた本センターの対応)

- 第3条 紹介状に対する返事は必ず書くこととする。
- 2 紹介された患者は、本センターにおける必要な治療が終わり次第、紹介元へ転医させることを原則とする。

(会員の本センター訪問)

- 第4条 患者訪問あるいは診察、主治医等との意見交換などについては、予め関係者に対して連絡を必要とし、その連絡窓口は、日時調整などを含めて医療連携課が担当する。
- 2 会員が来院した際には、医療連携室において、会員訪問記録簿に記入し受付を行うこととする。
 - 3 会員の更衣室、休憩室、主治医との意見交換の場として、医療連携室を使用する。本センター立ち入りについては、「会則」第5条に従う。
なお、白衣は本センターが用意するが、その着用は会員の自由とする。
 - 4 会員が車で来院する場合は、駐車場係に会員証を提示することにより、無料で利用できるものとする。
 - 5 来院時間は、原則として本センターの診療日の午後1時から午後5時30分とするが、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(会員の医学集会への参加)

- 第5条 本センター医療連携課から、会員に直接通知する。
- 2 各種行事の問い合わせの窓口は、医療連携課が担当する。
電話番号 (073) 422-4171 (内線 1331)
FAX番号 (073) 427-3588

附 則

- 1 この運用細則は、平成12年9月25日から実施する。
- 2 この運用細則は、平成17年10月 1日一部改正。
- 3 この運用細則は、平成19年 7月 1日一部改正。